

報告第38号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（R3.10.21 峰山町新町）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月17日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第31号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月9日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町新町地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和3年10月21日、消防本部職員が火災予防啓発活動のため、峰山町新町地内の飲食店駐車場に広報自動車を停車させ、その場を離れたところ、駐車場所の傾斜により動き出した車両が商業施設のフェンスに衝突し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 13,200円

3 損害賠償の相手方 京丹後市峰山町新町 法人